

# 災害時の措置・対応マニュアル

高槻市立第四中学校

## 1. 非常変災時における臨時休業措置等の判断基準

### 1 高槻市に「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」のいずれかが発表された場合

	警 報	対 応	備 考
登校前	午前7時現在、いずれかの警報が発表されている場合	自宅待機	給食は中止
	午前9時までに全ての警報が解除された場合	登 校（午前中授業）	
	午前9時現在、いずれかの警報が発表されている場合	臨時休業	
登校後	いずれかの警報が発表された場合	◆安全を確認した上で速やかに下校します。 ◆下校させるのが危険と判断する場合は学校で待機します（下校時刻や下校方法は、状況によって判断します）。	給食の有無は、状況によって判断します。

- 大型の台風接近時など、警報の発表が明らかに予想される場合は、市教委の指示により、前日までに臨時休業を決定する場合があります。
- 上記以外にも、地域の特性により、学校長の判断で臨時休業とする場合があります。

### 2 高槻市に「特別警報」が発表された場合

	警 報	対 応	備 考
当日	「特別警報」が発表された場合	臨時休業	給食は中止

- 避難勧告等に従い避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまるなど、直ちに命を守る行動をとるようにしてください。
- 翌日の措置については、学校施設や通学路の状況により判断します。

### 3 高槻市に震度5弱以上の地震が発生した場合

	地 震	対 応	備 考
当日	震度5弱以上の地震が発生した場合	臨時休業	給食は中止

- 登下校中に震度5弱以上の地震が発生した場合について、学校では、揺れが収まった後、学校か自宅の近いほうに避難するよう児童生徒に指導しています。
- 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、事前に保護者にお知らせするルールに基づき下校させます。
- 震度4以下の場合は原則通常どおりとしますが、被害状況により臨時休業とする場合があります。
- 翌日の措置については、学校施設や通学路の状況により判断します。

上記の基準に関わらず、児童生徒を登校させるのが危険であると保護者が判断する場合は、状況が落ち着き、安全が確認されてから登校させてください。この場合は、その旨を学校へお知らせください。

## 2, 緊急時の下校対応

学校内外で事件や事故、災害など不測の事態が発生した場合は次のような措置及び対応になります。

レベル	発生事例	学校の対応	PTA・保護者・地域
1	○近隣校区において被害が発生	◆一斉メール配信  ■下校指示 ・教職員パトロール	
2	○近隣校区、校区内で事件が発生 ○凶悪犯の逃走 ○「暴風警報」「洪水警報」「大雨警報」発令	◆一斉メール送信  ■集団下校(学年又は地区別) ・教職員パトロール	
3	○校内、校区内で重大事故・事件の発生 ○「震度5(弱)以上」の地震発生	◆一斉メール配信  ■保護者へ直接引き渡し ・教職員パトロール	

集団下校…教師が引率パターン or 生徒のみのパターン